

# 令和6年度第2回松江市消費者教育推進地域協議会 議事録

開催日程:令和6年10月29日(火)10時00分から11時00分まで

開催場所:松江市役所 第2常任会議室

出席委員:(学 識 経 験 者)多々納委員、福頼委員、長坂委員

(教 育 関 係 者)武田委員、吉野委員、種平委員、木井委員

(消 費 者 団 体)小澤委員

(事 業 者 団 体)足立委員

(消費生活センターその他の市の関係機関)布野委員

欠席委員:(教 育 関 係 者)伊達委員、兼折委員

(公 募)山根委員

事務局:石倉市民部長、小西消費・生活相談室長、錦織消費・生活相談室係長、  
稲葉消費・生活相談室副主任

(オブザーバー)後藤学校教育課長

## ■議題

(1)令和6年度松江市消費者教育推進計画の取り組みについて

資料 1 資料 2

(2)その他

啓発チラシ・グッズについて

資料 3

## ■議事

### 1. 開会

【小西消費・生活相談室長】

予定の時刻となりました。ただいまより、令和6年度第2回「松江市消費者教育推進地域協議会」を開催いたします。本日はご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、委員のみなさまには、委員就任を快くお引き受けいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

本来であれば市長が直接皆さまに委嘱状をお渡しするところですが、本日は所用のため欠席させていただきますので、大変恐縮ではございますが、あらかじめ皆さまのお席に委嘱状をお配りしております。ご了承くださいますようお願いいたします。

【小西消費・生活相談室長】

それでは、開会にあたり、市民部長の石倉よりごあいさつを申し上げます。

### 2. 市民部長あいさつ

## 【石倉市民部長】

市民部長の石倉でございます。本日はお忙しい中、令和6年度第2回「松江市消費者教育推進地域協議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

あわせまして、この度は、みなさまに委員就任のお願いをしましたところご快諾いただき、感謝申し上げます。この度の改選の結果、13名のうち、3名の方は新たに、10名の方は引き続き委員をお引き受けいただくことになりました。みなさまの任期は令和8年9月30日まででございます。

本市の消費者教育の推進につきまして、格別のご支援賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、昨今、関東地方を中心に発生しております強盗事件でございますが、手口のひとつとして、「不用品の買い取り」や「下水道の確認」といった業者を装って家々を回り、あたりをつけ強盗に及んだと報じられています。これは特殊詐欺の手口を強盗に応用しているもので、20代を中心とした、いわゆる闇バイトを通じて集まった若者が、主犯格に指示されて犯罪を行ったものです。

核家族化の進行にともない高齢者のひとり世帯や、同居世帯でも日中は高齢者が一人となる世帯が増加しています。詐欺グループや悪質業者は、このような、高齢者が「誰にも相談できない状況」を狙って訪問してきます。安易に家の中に業者を入れないことや、身近に相談できる人を持つこと、相談機関を知っておくことなどを市報や消費者問題出前講座を通じて、引き続き注意喚起を行ってまいります。

一方、若年層を中心に、「高収入」「即日即金」などの求人情報につられ、意図せず「闇バイト」に応募し犯罪に加担してしまうケースや、SNSを通じて知り合った人物から副業を勧められ、手数料と称して請求された金額を支払ってしまったなどの詐欺被害も増加しています。ネット広告やSNSの情報をうのみにしない批判的思考を持つことや特殊詐欺の手口をしることなど、若年層への消費者教育がより一層重要であると考えております。

本市においては、松江市はたちの集いでの啓発チラシの配布や、大学生が主体となって実施する放課後消費者教育など若年層を対象とした施策に力を入れ、さらに啓発を行ってまいります。

本日は、今年度の事業の取り組みについて中間報告をさせていただき、委員の皆様からご意見を伺いたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 3. 成立宣言

### 【小西消費・生活相談室長】

この地域協議会につきましては、「松江市消費者教育推進地域協議会 運営要綱」第2条第1項により会長が議長となりますが、委員の改選後、最初の協議会でございますので、会長・副会長が決まるまでは、事務局の方で進行させていただきます。

本日の会議でございますが、伊達委員、兼折委員、山根委員が所用で欠席のため、委員13名のうち、10名のご出席をいただいております。

「松江市消費者教育推進地域協議会 運営要綱」第2条第2項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。

## 4. 委員紹介

### 【小西消費・生活相談室長】

今回は委員改選後、初めての協議会でございますので、皆さまおひとりおひとりに自己紹介をしていただく予定にしておりましたが、後ほどの議事の時間を有効に使わせていただきたいため、お手元にお配りしております名簿でご紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 5. 事務局紹介

### 【小西消費・生活相談室長】

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

市民部長の石倉でございます。消費・生活相談室相談係長の錦織でございます。2列目は、教育委員会学校教育課長の後藤でございます。消費・生活相談室相談係副主任の稲葉でございます。私は消費・生活相談室長の小西でございます。よろしくお願いいたします。

## 6. 会長・副会長選出

### 【小西消費・生活相談室長】

最初に、会長および副会長の選出を行いたいと思います。

会長および副会長につきましては、「松江市消費者教育推進地域協議会 規則」第2条第2項により、本協議会の委員の互選により定めることとされています。

選出にあたりまして、事務局案をご提示させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし) ありがとうございます。

それでは、事務局案は会長に多々納委員、副会長に福頼委員をお願いしたいと考えております。

多々納委員におかれましては、消費者教育に関する造詣が大変深く、松江市消費者教育推進計画の策定に関し、第一次計画、また第二次計画とともに、協議会会長としてご尽力をいただきました。

計画の内容につきましても大変熟知していただいております。

また、福頼委員におかれましても、協議会設置当初から専門的な見地より貴重なご意見をいただいております。同計画の策定に、多大な貢献をいただきました。

お二人に、会長、副会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしければ、みなさまの拍手をいただきたいと思います。

(拍手) ありがとうございます。

多々納委員に会長を、福頼委員に副会長をお願いすることに決定いたしました。

それでは、多々納会長、福頼副会長は、席の移動をお願いします。

ここからの議事進行は多々納会長をお願いをいたしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

## 7. 議事

### 【多々納会長】

失礼いたします。多々納でございます。

会長というご指名をいただきました。大変微力ではございますが、福頼副会長、委員の皆様方にご協力をいただきながら、パワー、実行力のあるよりよい運営をして参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、審議の方に入りたいと思います。

本日の協議会につきましては、「松江市情報公開条例」及びそれに基づく「審議会等の公開に関する要綱」の規定により原則公開といたしますが、本日予定されている項目の中で、特に非公開の基準にあてはまるようなものがありますか。

### 【小西消費・生活相談室】

特に非公開の基準に該当する事案はございません。

### 【多々納会長】

非公開の基準に該当する事項がないとのことですので、本日の協議会は、公開の取り扱いといたします。では、会議次第にしたがいまして、議事に入りたいと思います。まず議事(1)の「令和6年度第2次松江市消費者教育推進計画の取組みについて」事務局から説明をお願いします。

#### 【錦織係長】

錦織です。

私の方から令和6年度の取組みについて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

今年度、10月までの主な取組状況を、一番右の欄に記載しております。また、資料1に★印がついている取組みについては、活動の様子を前方にありますモニターで紹介いたしますのであわせてご覧ください。

まず、推進の柱1「効果的な情報発信と啓発活動」の「施策の展開1」では、「市報松江」や「消費者見守りメール」「松江市公式 SNS」で情報発信を行いました。発信内容は、資料1のほか、資料2もあわせてご覧ください。

また、前回の協議会でご提案いただきました、携帯ショップでの「消費者見守りメール」の広報では、NTTドコモにご協力をいただき、市内のショップ5店舗で、「メール」と「松江市公式 LINE」の2つの登録方法を記載した、「チラシ」や「ポケットティッシュ」の配布による広報を行いました。今年度の見守り情報の登録者数の推移は、「メール」より「松江市公式 LINE」が多い状況です。今後はドコモの方とも意見交換を行い、より効果的な手法を検討したいと考えております。

そのほか、松江市の出前講座の一つである「高齢者対象のスマートフォン講座」や「松江市地域おこし協力隊」の方が実施される「やさしいスマホ教室」で、スマホ操作の練習にあわせて、「見守りメール」や「公式 LINE」の登録を行うことを検討しております。

#### スライド①

次に中央図書館では、モニターにもございますが、6月から7月にかけて消費者教育図書の、ミニ展示を行ったところ、78件の貸出がありました。特にお金に関する図書が多く貸し出され、関心の高さが伺えました。消費者教育図書については、今年度も購入を行い、中央図書館に加え、島根図書館や東出雲図書館へ配架することとしております。みなさま、お薦めの図書がありましたらぜひお知らせください。

#### スライド②

施策の展開2では、消費・生活相談室が相談窓口であることを、市役所内モニターのほか、「イオン」や「東津田町9号線沿いの株式会社ヤマト敷地内にある」デジタルサイネージで広報しました。今後は、「寺町サイネージ」や「市報松江12月号の特集」での広報を予定しております。市報では、紙面見開き2ページを使用し、幅広い年代で相談の多い「定期購入トラブル」と「副業詐欺」を題材に、相談先のご紹介や相談した際の流れをわかりやすく、マンガにして掲載するよう現在進めております。

#### スライド③

そのほか、大学生に向けては、島根大学や島根県立大学のキャンパスで、相談窓口の紹介ポスターを掲示し、広報を行いました。

移動相談室については、今年度は、11月にイオンでの実施を予定しております。場所は、1階郵便局コーナー向かいです。当日は相談をお受けするほか、ポケットティッシュを配布し、相談窓口の広報も行います。

#### スライド④

次に、推進の柱2 ライフステージに応じた「教育の場」の充実ですが、施策の展開1 幼児期については、幼保の職員を対象とした研修を実施し、14名の参加がありました。参加者からは「幼児期に直接お金の話をすることに正直抵抗を感じていたが、これからの未来を担うことにとって大事なことであった。日常の保育の中で”お金”に意識が向く場面を今後工夫してつくっていききたいと思う」などの感想をいただきました。

#### スライド⑤

消費者教育事業では、やつか保育園で幼児向けの消費者教育教材の実践を行いました。「教材のひとつのお店屋さんごっこは、こどもたちがお金のやり取りができず遊べなかった、園でごみの分別を学んだり、エコバックづくりをした経験を活かしこどもたちが積極的に遊ぶ様子から、日ごろの保育が消費者教育につながっていることを実感した」との報告をいただきました。やつか保育園からの紹介により、現在は鹿島保育所で実践を行っているところです。

#### スライド⑥

次に資料 1 裏面をご覧ください。次に施策の展開 2 学校等ですが、保護者を対象とした弁護士による研修を、「松江市 PTA 連合会第 3 ブロック」と「八雲中学校」で実施しました。参加された保護者からは「他人事、先の事ととらえていたが、身近に起こり得るとひしひしと感じた。まずは家庭でしっかりと共有しつつ、意識していこうと思う。」と感想をいただきました。

小・中学校・高校での消費者教育事業では、今年度は新たに「金融経済教育推進機構 J-FLEC」と連携し、金融経済教育の出前授業を、鹿島東小、宍道中学校、皆美が丘女子高の小中高各 1 校で実施予定としております。

#### スライド⑦

島根大学の「キャリアデザインプログラム」の履修生による放課後消費者教育では、プログラムの履修生を募集した結果、5 名の応募がありました。そのうち、2 年目の履修生として本協議会の公募委員である山根委員が中心となり、昨年度の経験も活かしながら、さらに充実した活動となるべく進めていただいております。

最初の活動では、10 月に島根大学の大学祭で親子を対象とした「親子で学ぼう消費者教育！」を実施しました。今年度は新たに、皆美が丘女子高へボランティアを募ったところ、17 名のボランティア参加がありました。モニターをご覧くださいと、左の方ですが、大学生による事前説明会を行い、消費者教育とは何か？ということや、実際に教材体験をするなど、まず高校生が学びました。右側は当日の様子ですが、大学生と高校生と一緒に、親子とすごろくやカルタなどで一緒に遊びながら、消費生活について身近にできることを学び合いました。保護者の方からは「楽しくて昨年に続いて今年も来た」「生活を見直すきっかけになった」「我が子がしっかり問題に答えていて感心した」「PTA の活動でもやってみたい」、ボランティアの高校生からは「教える立場の自分も勉強になった」「普段関わる事のない人と関わることができ貴重な経験となった」などの感想をいただきました。11 月からは、児童クラブや子ども食堂での実施を予定しております。

また、前回の協議会でご提案いただきました、皆美が丘女子高のカリキュラム「まつえ学」での消費者教育については、令和 7 年度の実施に向けて、大学生と今後検討を進めることとしております。

#### スライド⑧

地域においては、消費者問題出前講座を現在のところ、9 回実施しております。高齢者や高齢者を見守る方に加え、子育て中の若い世代、障害のある当事者の方からのご依頼もあり、幅広い方々にご利用いただくほか、土日の対応も調整ができる場合は対応しているところです。今後の申込状況を含めると、年間 13 回と、目標数値に掲げております年間 24 回には達しておりません。様々な機会をとらえて広報を行っておりますが、委員のみなさまもぜひ所属などで実施のご検討をいただくと大変喜びます。

次に、「松江市地域における高齢者の見守りネットワーク事業」の協力事業者や「包括支援センター職員」、「民生児童委員」を対象に、みなさまにもお配りしております「消費生活見守りサポーター HANDBOOK」の配布を行うほか、「消費者見守り研修」を実施する予定としております。

キッズマルシェについては、橋北地区・橋南地区で各 1 か所、まるごう川津店、みしまや雑賀町店で実施する予定です。

#### スライド⑨

次に、推進の柱 3 担い手の育成と連携強化では、小・中・女子高職員を対象とした研修を実施しました。参加者は 13 名で、昨年に続き消費者教育教材の「悪質商法対策ゲームⅢ」を体験していただきました。

参加者の先生からは「ひとつ消費者教育の授業をもらえた。教材を示してもらい、ありがたかった。まずは校内で消費者教育の大切さを共通理解していきたい。」と感想をいただきました。

取組み状況について、説明は以上でございます。

#### 【多々納会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました内容について、ご意見等ございませんでしょうか。なお、ご発言の際は、議事録作成のためマイクでお名前をおっしゃってからお願いいたします。いかがでしょうか。

#### 【福頼委員】

消費生活アドバイザー島根の会の福頼でございます。

後でご説明しようと思ったのですが、今せつくなのでこの話の流れでご紹介しておきたいと思います。島根大学と松江市さんと連携しながらいろいろな消費者教育の取り組みをさせていただいているんですけども、別の資料になるんですが、フクロウの絵が描いてある資料、その2番のところをご覧ください。

先般、島根県の消費者行政を担当している消費とくらしの安全室の室長以下職員さんと私が消費者ネットしまねというNPO法人の理事をしております。弁護士の長坂先生も一緒に理事をさせていただいているんですが、こちらの理事長、副理事長が島根大学を訪問しまして、島根大学の学校の中での消費者教育について、いろいろ意見交換を行いました。その中で、連携協力して学内で、島根大学の大学生に対する消費者教育推進をしていきたいと思いますということになった、というふうに聞いております。

これは島根県と島根大学の間で包括的な連携協定を結んでおりまして、様々な方面で、大学と島根県が協力関係、協力して事業を行う、その一環に位置付けられるものですが、松江市さんも島根大学と包括的な連携協定をされていますよね。

今、話を聞くと以前は島根大学の執行部もなかなか手が回らなくて、消費者教育に積極的になれなかったのが、今年はいよいよ前向きな印象だったと理事長から聞いておりますので、松江市さんもその流れでアクションされると、市も県もNPO法人も一緒になって消費者教育推進ができるんじゃないかと思ってご紹介をしました。

#### 【多々納会長】

はい。ありがとうございました。

県だけでなく松江市もぜひ一緒にできるといいなと思います。

島根大学に籍をおいていたものとして、教員がいろんな授業を開講しているんですけども、その授業の中で、例えば環境教育だとか消費者教育だとか、割と総合的な側面を持つそういう教育を重視するために、各先生方が開講している授業で、環境教育に関わる授業は何か特別なしるしをして、学生ができるだけ取るようにというような話がかつてはありました。その中に消費者教育をぜひ入れていただくと、市民部長から話がありましたように、非常に物騒な時代になって、特に若い人、前途のある若い人達が巻き込まれて、犯罪を犯してその報酬ももらえずに捕まって、将来も見通しが暗いというような、そういう状況が日々起こっていますので、ぜひ若い人たちにしっかり学んで欲しいなという思いを改めて持ちました。

委員の皆様方いかがでしょうか。

皆様にお考えいただいている間に1つ私から質問いたします。

事務局の方からのご説明で、幼稚園、保育園でのお店屋さんごっこで、お金のやりとりができないという  
ような、お店屋さんごっこというゲームができなかったというお話がございましたが、幼稚園、保育園の先生  
方、昔は紙で作ったお金で実際に近い体験をしていたように思うのですが、今は難しいのでしょうか。

#### 【武田委員】

松江市保育研究会からきております、城西幼保園の武田です。

なぜ、お金のやりとりができない状況だったかという事はわかりかねますが、外が寒くなってきたので、こ  
どもたちの遊びも屋内での活動に移ってきています。自然物も園内に持ち込んだりして、年長児を中心にま  
さにお店屋さんごっこが始まっていたり、盛り上がっていくような過程が、私の園でも見られるようになってき  
きました。

今、多々納先生がおっしゃったように、紙で初めからお金を作りましょうなんていう活動はしていませんが、  
子どもたちは実際の生活経験の中から、お買い物ごっこ、お店屋さんごっこというような遊びが始まると、「お  
金が要るよね」という感じで、お買い物ごっこの遊びにはお金が必要だと思っています。紙に数字を書いて  
作ったり、葉っぱとかそういうものを見立てたりして、お金のつもりにして遊びます。

ただ、時代の流れとともに、カードが出てきたりとか、キャッシュレスのような言葉が子どもたちの活動の中  
にも出てきているので、そういうことがもしかして先ほどの説明の中のことに関わっているのかなと感じまし  
た。

#### 【多々納会長】

はい。ありがとうございます。

特に、お金のもの、キャッシュカードを扱うのはだめだということではなくて、状況に応じてですよ。その  
ように理解してよろしいでしょうか。

#### 【武田委員】

はい。

#### 【多々納会長】

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

#### 【種平委員】

育英幼稚園の種平と申します。この度委員となりました。よろしくお願いいたします。

先ほど武田先生がおっしゃられたように、当園でもおまつりの時に年長さんが屋台をしております、その  
時にはチケット制でチケットだけのやりとりで、当園も同じでキャッシュレスですので、実際のお金を触ったり  
見たりしてない子が現実にはいます。なので、祖父母の家に行ったときに10円玉をチョコレートかと思って  
口に入れた3歳児がいたり、お金というものを全く見ていない子というのも存在するのかなと思うので、その  
中でお金を作ったりするのは不得意かなと思います。

中には、ウエルネスなどのお店で買い物してる時に何円だねって見ている子は、そんなに高いわけないと  
言っていたんですけど、多分普段の買い物の中でも、値段を全く子どもに知らせずに行っていることもあると思  
うので、生活で活きたお金を動かしていると先生もおっしゃったんですけど、そういうふうに保護者さんが何円

ぐらいだね、というようなことを伝えていくというのも、ものの価値や消費者としての考えを知るいい機会なのかなと思いました。

もう一つ、地域の高齢者施設が朝市をやっていて、そこに子どもたちが来てくれませんかというので参加させていただく時に野菜を売っています。その時に、「いらっやいませ」と言ったりしてやったんですけども、その際に、野菜屋さんに野菜の選別の仕方を教えていただいたことがあって、野菜市のときにこの野菜がいい野菜だとか、そういうふうな話もしていました。やっぱり幼児期の場合は実体験ができるように、お買い物ごっこやお店屋さんごっこのグッズがどんなものかわからないんですけども、お金も含めて、より本物に近いものがあるといいのかなと思います。

#### 【多々納会長】

ありがとうございます。

いい試みをなさってるなどお聞きしました。

その他いかがでしょうか。

#### 【吉野委員】

失礼します。

中学校校長会から参加させていただいております吉野と申します。

先ほど、今年度の取組みについてもご説明いただいて、私は中学校に勤務しておりますけれども、中学生、あるいはその保護者に対する、様々な啓発も取り組んでいただいていることに、大変感謝いたします。その中で、中学校に限らず、高校や小学校でもそうかと思いますが、今、子どもたちが自分のスマホを持っている割合が大変多くなってきております。その中で、SNSを介したいろんな詐欺の誘いだとか、あるいは高額請求等々のそういった情報に、子どもたちは直面をしているという状況があります。本当に賢い消費者に子どもたちが育っていかなければならないと、もちろん特に中学校では技術家庭科の家庭分野の中等で、直接この消費者教育っていうのはやってはおりますけれども、それだけではなくて、どの学校でも取り組んでおりますが、いわゆる正しいスマホのツールとしての使い方、あるいはつき合い方と情報の取り扱い、あるいは生活の中でスマホに生活や時間を奪われないような賢い使い方について、苦勞しながら伝えているという状況があります。ぜひこの松江市としての消費者教育の方を引き続き、学校への支援をお願いしたいと思っております。

#### 【多々納会長】

ありがとうございました。

子どもたちが SNS を介したサイトとか、その他の情報媒体、その被害が松江市や学校の方にも寄せられているのでしょうか。

#### 【吉野委員】

明らかな詐欺メールっていうのはわかるんですけども、例えばこれはこどもの例ではないですが、最近では新手的いわゆるスマホ時代だなど思うのは、子どもたちがTikTok、いわゆるショート動画のサイトを非常によく見ます。

その中で何か非常にいい感じの、それから、周りのいいねの数も多いような、例えば、服を売るようなお店だとか、いろんな飲食店の紹介は大丈夫そうだと思って入って行ったら高額請求を受けたとか、知り合いでそういう被害に遭ったというようなことも、最近の出来事でありました。

TikTokあるいはインスタグラムなんかの、いわゆる詐欺まがいのその情報の流布に関して、こういったやり方もあるんだなっていうのを、思いを新たにしたところです。

それから子どもたちも、やはり、特に中学生あるいは高校生あたりは、インスタグラムとか、LINEでのやりとりはもちろんですけれども、いわゆるダイレクトメッセージ、DMというところを、全然知らない、要は、今までつき合いのない全く知らない関係のところから、ダイレクトメッセージが次々にやってきて、そこに興味を持って繋がってしまう、というようなことが、日常的にそういうアプローチがありますので、本当に消費者教育は必要だし大切だという認識はあります。

#### 【多々納会長】

ありがとうございます。

お話しの中で、技術家庭科の方でやっておりますけども、今、時間数の関係もありますし、今までの伝統的な消費者教育もありますが、お話を聞くと新たな対応が必要な消費者教育、携帯にまつわるような、そういった新たな消費者教育が必要かなと思いました。

そういう時間が学校にはありますでしょうか。

#### 【吉野委員】

うちの学校では松江警察署の生活安全課の方を講師に招いて、いわゆる、スマホの使い方とかその情報の取り扱い、あるいは犯罪被害に遭わないために、というような研修会は行っております。これは、おそらくこの学校も、今、喫緊の課題として力を入れて取り組んでいるところではあるかと思います。

#### 【多々納会長】

松江市の消費・生活相談室は依頼があれば出向かれる、また、弁護士会にもそういった依頼がありますでしょうか。

#### 【長坂委員】

弁護士会からきております長坂です。

弁護士会には、市とか県とかから出前授業の依頼があると弁護士が講師として行くということがあります。

先生方の発言とは少し関係のないことを話させていただいてよろしいでしょうか。

私も松江市の消費者教育推進計画の中では研修会などに講師として派遣されるという立場で関与する機会があるんですけども、特に大人が対象の研修会などは、対象者が参加者に限られてかなり絞られてしまうという、参加者の負担がすごく大きくて、なかなか積極的に参加してもらえないんじゃないかと思うところがあります。消費者教育として、大人を対象とする研修会などがどこまで効果があるか懐疑的な立場なんですけども、その点、今年度の実施事業として、特に広報の方で新たに取り組んでいращやるようにお聞きしました。税金の使い方として、望ましいのではないかと私は思います。

他方で、広報に力を入れることで、どのくらい効果があるかということが私にはよくわからなくて、おそらく

いつのタイミングかわからないんですけど、消費・生活相談室の知名度が何%とか、そういう統計があるかと思うのですが、そういうのをもとに、今年度の取組みがどれぐらい効果があるかみていきたいと思います。

#### 【多々納会長】

ありがとうございます。

いろいろイベントとか研修会等はやっておりました。その効果などもまた大事になってくると思います。

その他いかがでしょうか。

小澤委員いかがでしょうか。

#### 【小澤委員】

松江市消費者問題研究会の小澤です。

消費者問題研究会として、各グループでも松江市消費者問題研究会全体でも、いろいろ研修会をやっております。特にSDGs のことや特殊詐欺のことなど、いろいろなことをやっておりますが、実際のほうが先にたつて、なかなか厳しいです。高齢者の被害などありますので、地域のリーダーとしていろいろな啓発的なことに積極的に関わって、多くの方に研修の場を提供したり、また、自分は詐欺にあわないと言われる人も多いのですが、やっぱり常に啓発を続けていくことは大事だと思います。見守りメールが常に配信されたり、市報のミニ講座があったりというのは、とても大事なことだと思います。常に発信するということが大事ですので、私たちが消問研のメンバーとして、様々な地域で啓発にもっと関わっていきたい。様々な資料もありますので、私たちが勉強して、それを地域の高齢者等、また世代間交流とかもやりますので、若者、子どもたちにもそういった時にちゃんとお伝えできるよう、動かないといけないなど痛感しております。

#### 【多々納会長】

ありがとうございました。

個人的な経験ですが、最近、靴だとか何かいらぬのがありませんか、と言ったお話がありましたけど、そういう電話がよくかかってくる。もう結構ですって言って切るんですが、その時にその電話番号が表示されるようになっていきますので、これちょっと怪しいなと思った時にたつた方がいいのか、出ない方がいいのか、もし出なかったらこの番号の家はよく留守だなというので、今問題になっているような、家にグループが侵入されても困るし、いちいち断るのも何だしなと思って。そんな時に相談というか、こんな事があつたけどどうしたらいいんだろうかっていうのが、消費・生活相談室までわざわざ電話するんじゃなくて、今おっしゃられた身近なところで、こんな事があつたよという話ができて、これはこうだよって言ってもらえるような、そういうのが、私自身あるといいなと思った時、小澤委員がおっしゃったように地域でそういうのはすごく大事だなというのを改めて今思っております。活動を期待しております。

すみません個人的な話になってしまいました。

その他いかがでしょうか。

私が申しましたようなことを消費・生活相談室として何かアドバイスがあればお願いしたいと思うんですが、頻繁にかかってくるようになりまして、その番号がどこかで控えられている、そんな気がしております。

#### 【錦織係長】

消費・生活相談室の方で、多々納会長がおっしゃられた、ここからかかってきたんだけれども、これは出た方がよかったんだろうか、出ない方がよかったんだろうか、出てしまつてつい名前を言ってしまったけど、この後どうなるのだろう、という不安な気持ちで電話してこられる方というのは、多くあります。

たしかに、市に電話するというのは、もしかすると少しかけづらい点もあるので、周りのご家族やお友達など身近な方に相談できるということが重要だなと感じたところです。

あとは電話を受けたときに相談員がお伝えしていることは、電話機はナンバーディスプレイにすること、留守番電話を設定すること、本当に必要な方はメッセージを残されるというところで、被害に遭わないような対処というのをお伝えするんですが、今、多々納会長がおっしゃられたように、いつも留守のお宅だと逆に分かってしまつて不安だというようなご意見があるということを知りまして、そういったご意見があったということを相談員の方にも共有して、考えていきたいと思います。

#### 【多々納会長】

ありがとうございました。

留守番電話ですね。個人的な相談ですみません。

その他いかがでしょうか。

#### 【布野委員】

社会福祉協議会の布野です。

今回の事業計画のところ、何か提案させてもらうとか、携帯ショップとかメール等の関係、それから、イオンなどあって、うまくいけばいいなというところを感じております。

消費者の見守り研修ということで、私共の包括支援センターの職員を対象に案内いただいております。高齢者の方もいますけども、支援をする側、そちらの方の職員ってあまり消費者問題などの理解が少ないのですが、気にかけていたりすることもあると思います。今回は包括なんですけど、知的障がいの関係とかそういったところに支援されるとか、広げていければいいかなと思っております。我々が金銭管理、日常生活自立支援とかそういったところをやっていると、結構騙された方とかあります。障がい者の関係とか、なかなか難しいと思いますが、そういったところにも広げていってもらえるといいと思いました。

あとは個人的な質問でございしますが、先ほどの電話のところがあったんですが、前は固定電話だけだったんですけど、最近、携帯にもよく業者から電話がかかってきて、一番多いのは、電気関係が多いんですけども、大体いつも出なくて、ネットでその番号を検索してみても解決しています。これも一応そういった詐欺、ここでいうそういった部類として捉えるのでしょうか。その捉え方ですよ。

ただ、普通の営業ですよ。よく太陽光だとか電気料金が安くなりますとか、前は固定電話だけであったけど、最近は携帯電話にかかるような、それはもう、今問題視している中に入らなんでしょうか。

#### 【錦織係長】

固定電話にかかわらず、携帯電話にもかかってくる事例が、島根県警察本部からのみこぴメールなどでも注意喚起されています。そこは、固定電話も携帯電話も同じ対策が必要だと考えております。

#### 【多々納会長】

留守番電話できますよね、携帯電話も。

#### 【布野委員】

留守番電話にも入ってきます。

最近、携帯番号を書く場面がたくさんありますので、もれてるのかなと思います。

### 【多々納会長】

ありがとうございます。

木井委員はいかがでしょうか。

### 【木井委員】

乃木公民館の木井と申します。館長会から出ております。

皆さんのお話がありましたので、もうそんなに言うことはございませんが、先ほど弁護士の先生からお話があったように、広報をし続けるしかないと思うんですね。

今、消費・生活相談室というのが認知されているのか。そうじゃないと思う。

乃木公民館にご相談においでになった方に、消費・生活相談室というのがあるので直接聞いてみたらどうだろうと言う。全部つなげるわけじゃないですよ、近所のトラブルを全部つなげる訳ではない。ただ、そういったことを知らない人が多すぎる。先ほどスライドの3枚目に、消費・生活相談室の広報があったでしょう。あれを例えば公民館として言えば、公民館だより、毎月1回出ます。あの中に年に3回ぐらい掲示するか。公民館によっては、今月はいっぱいということもある。それはずらせばよい。とにかく認知してもらうことが大事なのかなというふうに思いました。

それからショックだったのが、今、保育所では子どもがお金の重みを知らないという。我々が例えば昔現役だったころ、例えば給料袋だったら、ぼんと置きますよ。どうだ、僕は頑張った。今は振込みでしょう。お金のありがたみがないじゃないですか。

お金の重さというのは大事なことで。今はキャッシュレスだけど、コンビニの人がピットしたり、カードも嫌いですよ。私は現金主義です。そうすると、手、この手には、もっと深い意味がある。例えば、さっきお話があった野菜の話としても、サツマイモを作るには土をおこし、畑を耕し、肥しを蒔いて、苗を植えて、それだけの経過を経てやっているということを本当は勉強して欲しいです。そうするとお金の重さ、銭の重さがわかんと思います。

スライドのようなものを公民館だよりに載せてもらうのがいいのかなということと、それからうちの公民館の管内でも、固定電話をやめられた高齢者宅がすごく多い。頻繁にかかってくるそうです。どう対応していいかわからない。それは知識がないから。こういう場合は断ればいい。頼んだとしてもクーリングオフがきくとか、そういう知識が全くない。うちらでも高齢者対象に出前講座やってもらっても、他人事なんです。あんな人がおられるんだ、いや、あんなもんにひっかかるもんかねと言われる。でも、そんな人がひっかかる。他人事じゃなくて自分事として考える。

ただ、今固定電話を止められた方が多いと言いましたけども、我々公民館からある団体が安否確認をする。今月こんなことがありますか、出られますか。いかがですか。お元気ですか。それもできなくなった。繋がりがなくなってしまう。

何かあったらとにかく一声できる、公民館にも来られますよ。だけど、そういうところがあるためには、この宣伝をするしかない。し続けるしかない。

講演会をやって勉強に来てもらっても、あんな人がおられるようだと他人事だもの。これを自分事として考えてもらって、その後があったときにどうするかということを教えてあげることが大事ということと、こういうところがあるということをお知らせするのが大事かなというふうに痛感しました。

来月うちは高齢者中心にまたやります。小学校のPTAにもお願いしていて親子でしてもらおうと思ってますが、他人事じゃないよ、自分事だよっていうことで。

#### 【多々納会長】

ありがとうございます。

他人事にならないように、いろんな機会を捉えて広報など続けてもらいたいと思います。

足立委員いかがでしょうか。

#### 【足立委員】

松江商工会議所女性会からきました足立です。

以前、庁舎が新しくなりましたときにこちらの方で、出前講座ですか、研修を受けたんですけど、私はその時来られなくて。そのとき来られなくてわからなかったんですけど、今回委員を初めて受けることになりまして、すごいな、こういう活動しておられたんだなと思いました。こういう啓発グッズとかこういう報告をされると、本当に大事だなとすごく思いました。

これから勉強させていただいて、学ばせていただけたらいいかなと思います。よろしくお願いします。

#### 【多々納会長】

ありがとうございました。

今年度網掛けをしていただけたところが新しくしていただいているところでございますが、委員のみなさまや前委員の方からご提案いただいて、これから効果が期待できるのではないかと期待しております。

実際にいろいろ小・中・高で参加いただいたり、大学生ですね、積極的に取り組んでいただいているので、効果を期待しているところです。

全体を通していかがでしょうか。

そうしましたら時間が押して参りましたので、よろしいでしょうか。

資料2がございましたね。ご説明いただけますでしょうか。

啓発チラシについてお願いいたします。

#### 【稲葉副主任】

資料2について説明いたします。

今年度新たに追加したものがありますのでご紹介します。一覧表のチラシ Q と裏面にありますメモ帳とファイルです。みなさまの席にお配りしております。

チラシ Q は見守り事業者の方向けのもので、ファイルはこども向けのものとなります。ファイルは今月開催の大学祭でのイベントに参加された親子に配布しました。

また、消費・生活相談室で在庫を管理しておりますチラシ等は後ろにしておりますので、よろしければご覧ください。このほかにも効果的なグッズがありましたらご提案くださいますと喜びます。

消費・生活相談室までご連絡をくださいますと、必要部数お渡しいたしますので、所属の団体活動などでぜひご活用くださいますようよろしくお願いいたします。

## 【多々納会長】

ありがとうございました。

今年度新しく作っていただいたものが机上にあります。

見守りサポーターのガイドブックとメモ帳で、非常にわかりやすい黄色の色で「188」が書いてあります。いろんな研修会等、主催されるときに、ぜひ、活用いただけたらいいかと思います。

ありがとうございました。

全体を通して何かございますでしょうか。

## 【福頼委員】

福頼でございます。

時間が過ぎていきますので、手短にしたいと思いますが、このフクロウのついた資料をご覧ください。

まず一番のところのフクロウのキャラクターなんですけれども、消費者ネットしまねの方で、シンボルキャラクターとして、出来立てほやほやのキャラクターです。これから打ち出していこうとしているんですけれども、名前をクリティーといいます。フクロウというのが古代から西洋で知恵のシンボルになっていまして、その知恵のクリティカルからクリティカルシンキングのクリティーを取ってクリティーという名前にしました。

Twitter、Xですけれども、そこからとりあえずアカウントを取って活用を始めているところですので、その知恵の立場からいろんな消費者被害とか、詐欺、そうしたものへの啓発をしたり、その他エシカル消費ですとか、消費者問題の様々な点について、このキャラクターを使って行動計画を進めていこうと思っておりますので、Xを使っておられる方はどうぞフォローしていただいて、ご協力いただければと思います。

それから一番最後 3 番目ですけれども、3 月 3 日に消費者教育支援センター主催のセミナーがあります。ぜひ多くの方に時間を空けておいていただければと思います。ここにははっきり書いていないんですが、ガス湯沸かし器などのパロマがスポンサーになっています。なぜパロマがこのようなことをやっているかという、2005 年ですから今から約 20 年前に松江市出身の大学生がある時突然亡くなられた。最初は心臓発作かと言われていたんですけど、調べてみるとガス湯沸かし器の改修が不正に行われていて、一酸化炭素中毒で 18 歳で亡くなった方がいらした。この事件をきっかけとして、調べてみると同じような事故が実は以前からあったということがわかって、それ以来、パロマがそういう消費者事故を繰り返さないようにということで消費者向けの啓発をする、そのような趣旨で消費者教育支援センターが主催となって実施をされているものです。

今年は島根県で行われるということになりまして、講演が 2 つあります。前半がパロマのガス湯沸かし器事故などを中心とした製品の安全な使い方に関する研修、それから後半午後の部が菊池聡先生、以前にもこの場でご紹介をしたんですけれども、消費者心理の専門家の方です。クリティカルシンキングの専門家ということで、その製品安全なんかでも、自然に何気なく使っていることが思わぬ危険に繋がってしまう、その心理は何故か、どうすれば防げるか、そういうようなお話をさせていただきますので、非常に重要な研修になると思います。一般消費者対象ではなくて消費者を支援する立場の人、消費者行政の職員とか消費生活相談員、またこの消費者教育推進地域協議会のメンバーなどそうした方を対象にしていますので、3 月にぜひご参加をいただければと思います。詳しくは今チラシを制作中ですので、また松江市さん経由で委員の皆さんにも情報をお届けしたいと思います。

#### 【多々納会長】

消費者行政に対する情報、ありがとうございました。

そうしましたら、以上で議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

進行をお返しいたします。

#### 【小西消費・生活相談室室長】

活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

また、多々納会長におかれましては、円滑な議事進行していただき、誠にありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局で作成ののち、皆様全員に送付をいたしますので、発言内容のご確認をお願いできればと思います。

それでは以上をもちまして、令和6年度第2回松江市消費者教育推進地域協議会を終了いたします。

本日は大変ありがとうございました。